

第 49 回 社会保険労務士試験
選択式 ズバリの中

今年も的中続出！！
 信頼のTAC教材！

本試験問題	T A C教材
-------	---------

(上段：問題、下段：答え)

【 労働安全衛生法 】

労働安全衛生法第 28 条の 2 では、いわゆるリスクアセスメントの実施について、「事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する [D] (第 57 条第 1 項の政令で定める物及び第 57 条の 2 第 1 項に規定する通知対象物による [D] を除く。)を調査し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。」と定めている。

D：危険性又は有害性等



教材・箇所等

暗記カード① 安衛-14

2. 事業者の行うべき調査等

事業者は、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は [C] その他業務に起因する [D] (表示対象物及び通知対象物による [D] を除く。)を調査し、その結果に基づいて、労働安全衛生法令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

D：危険性又は有害性等

労働安全衛生法第 65 条の 3 は、いわゆる労働衛生の 3 管理の一つである作業管理について、「事業者は、労働者の [E] に配慮して、労働者の従事する作業を適切に管理するように努めなければならない。」と定めている。

E：健康



教材・箇所等

暗記カード① 安衛-20

2. 作業の管理

事業者は、労働者の [F] して、労働者の従事する作業を適切に管理するように努めなければならない。

F：健康に配慮

教材・箇所等

総合答練第2回 問3

労働安全衛生法第65条の3は、いわゆる労働衛生の3管理の一つである作業管理について、「事業者は、労働者の〔 E 〕に配慮して、労働者の従事する作業を適切に管理するように努めなければならない。」と定めている。

E：健康

いわゆる過労自殺に関する最高裁判所のある判決によれば、「労働者が労働日に長時間にわたり業務に従事する状況が継続するなどして、疲労や心理的負荷等が過度に蓄積すると、労働者の心身の健康を損なう危険のあることは、周知のところである。労働基準法は、労働時間に関する制限を定め、労働安全衛生法65条の3は、作業の〔 D 〕、同法所定の事業者は労働者の〔 E 〕として労働者の従事する作業を適切に管理するように努めるべき旨を定めているが、それは、右のような危険が発生するのを防止することをも目的とするものと解される。」と述べられている。

E：健康に配慮

【 労災保険法 】

教材・箇所等

ミニテスト第5回 問1

- 1 労災保険の保険給付に関する決定に不服のある者は、[A] に対して審査請求をすることができる。… [中略] …審査請求に対する決定に不服のある者は、[B] に対して再審査請求をすることができる。審査請求をしている者は、審査請求をした日から [C] を経過しても審査請求についての決定がないときは、[A] が審査請求を棄却したものとみなすことができる。
- 2 労災保険法第42条によれば、「療養補償給付、休業補償給付、葬祭料、介護補償給付、療養給付、休業給付、葬祭給付、介護給付及び二次健康診断等給付を受ける権利は、[D] を経過したとき、障害補償給付、遺族補償給付、障害給付及び遺族給付を受ける権利は、[E] を経過したときは、時効によって消滅する。」とされている。

A : 労働者災害補償保険審査官
 B : 労働保険審査会
 C : 3か月
 D : 2年
 E : 5年

1. 保険給付に関する決定に不服のある者は、[A] に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、[B] に対して再審査請求をすることができる。
2. 審査請求をしている者は、審査請求をした日から [C] を経過しても審査請求についての決定がないときは、[A] が審査請求を棄却したものとみなすことができる。
3. 療養（補償）給付、休業（補償）給付、葬祭料（葬祭給付）、介護（補償）給付及び二次健康診断等給付を受ける権利は、[D] を経過したとき、障害（補償）給付及び遺族（補償）給付を受ける権利は、[E] を経過したときは、時効によって消滅する。

A : 労働者災害補償保険審査官
 B : 労働保険審査会
 C : 3箇月
 D : 2年
 E : 5年

1 労災保険の保険給付に関する決定に不服のある者は、[A] に対して審査請求をすることができる。…〔中略〕…審査請求に対する決定に不服のある者は、[B] に対して再審査請求をすることができる。審査請求をしている者は、審査請求をした日から [C] を経過しても審査請求についての決定がないときは、[A] が審査請求を棄却したものとみなすことができる。

A : 労働者災害補償保険審査官
B : 労働保険審査会
C : 3か月



教材・箇所等
暗記カード① 労災-45

(1) 保険給付に関する決定に不服のある者は、[A] に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、[B] に対して再審査請求をすることができる。

(2) 審査請求をしている者は、審査請求をした日から [E] しても審査請求についての決定がないときは、[A] が審査請求を棄却したものとみなすことができる。

A : 労働者災害補償保険審査官
B : 労働保険審査会
E : 3箇月を経過

2 労災保険法第 42 条によれば、「療養補償給付、休業補償給付、葬祭料、介護補償給付、療養給付、休業給付、葬祭給付、介護給付及び二次健康診断等給付を受ける権利は、[D] を経過したとき、障害補償給付、遺族補償給付、障害給付及び遺族給付を受ける権利は、[E] を経過したときは、時効によって消滅する。」とされている。

D : 2年
E : 5年



教材・箇所等
暗記カード① 労災-46

保険給付を受ける権利の時効

療養（補償）給付 休業（補償）給付 葬祭料（葬祭給付） 介護（補償）給付 二次健康診断等給付	[A]
障害（補償）給付 遺族（補償）給付	[B]

A : 2年
B : 5年

教材・箇所等

トレーニング 第 I 部 問 10

1 労災保険の保険給付に関する決定に不服のある者は、[A] に対して審査請求をすることができる。… [中略] …審査請求に対する決定に不服のある者は、[B] に対して再審査請求をすることができる。

2 労災保険法第42条によれば、「療養補償給付、休業補償給付、葬祭料、介護補償給付、療養給付、休業給付、葬祭給付、介護給付及び二次健康診断等給付を受ける権利は [D] を経過したとき、障害補償給付、遺族補償給付、障害給付及び遺族給付を受ける権利は、[E] を経過したときは、時効によって消滅する。」とされている。

- A : 労働者災害補償保険審査官
 B : 労働保険審査会
 D : 2年
 E : 5年



1. 保険給付に関する決定に不服のある者は、[A] に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、[B] に対して再審査請求をすることができる。

3. 労災保険法第42条によれば、「療養補償給付、休業補償給付、葬祭料、介護補償給付、療養給付、休業給付、葬祭給付、介護給付及び二次健康診断等給付を受ける権利は、[D] を経過したとき、障害補償給付、遺族補償給付、障害給付及び遺族給付を受ける権利は、[E] を経過したときは、時効によって消滅する。」とされている。

- A : 労働者災害補償保険審査官
 B : 労働保険審査会
 D : 2年
 E : 5年

教材・箇所等

プラス補講レジュメ第 1 回 問 15

1 労災保険の保険給付に関する決定に不服のある者は、[A] に対して審査請求をすることができる。… [中略] …審査請求に対する決定に不服のある者は、[B] に対して再審査請求をすることができる。

- B : 労働保険審査会



1. 保険給付に関する決定に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、[Y] をすることができる。

- Y : 労働保険審査会に対して再審査請求

【 雇用保険法 】

2 雇用保険法第43条第2項は、「日雇労働被保険者が前 [B] の各月において [C] 以上同一の事業主の適用事業に雇用された場合又は同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用された場合において、厚生労働省令で定めるところにより公共職業安定所長の認可を受けたときは、その者は、引き続き、日雇労働被保険者となることができる。」と規定している。

B : 2月
C : 18日

教材・箇所等

到達度テスト第3回 問1

1 日雇労働被保険者が [A] 以上同一の事業主の適用事業に雇用された場合又は同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用された場合において、厚生労働省令で定めるところにより公共職業安定所長の認可を受けたときは、その者は、引き続き、日雇労働被保険者となることができる。

A : 前2月の各月において18日

3 雇用保険法第64条の2は、「雇用安定事業及び能力開発事業は、被保険者等の [D] を図るため、[E] の向上に資するものとなるよう留意しつつ、行われるものとする。」と規定している。

D : 職業の安定
E : 労働生産性

教材・箇所等

中間模試 問3

2 雇用保険法第64条の2においては、「雇用安定事業及び能力開発事業は、被保険者等の [D] を図るため、[E] の向上に資するものとなるよう留意しつつ、行われるものとする。」と規定されている。

D : 職業の安定
E : 労働生産性

3 雇用保険法第64条の2は、「雇用安定事業及び能力開発事業は、被保険者等の [D] を図るため、[E] の向上に資するものとなるよう留意しつつ、行われるものとする。」と規定している。

D : 職業の安定
E : 労働生産性

教材・箇所等

超直前ファイナルチェックゼミ 問10

2 雇用保険法第64条の2においては、「雇用安定事業及び能力開発事業は、被保険者等の職業の安定を図るため、[E] に資するものとなるよう留意しつつ、行われるものとする。」と規定されている。

E : 労働生産性の向上

【 労務管理その他の労働に関する一般常識 】

国籍別に最も多い外国人労働者は中国であり、[E]、フィリピンがそれに続いている。

E : ベトナム

教材・箇所等

合格テキスト（直前対策）P112

国籍別では、[A] が最も多く 344,658 人（外国人労働者全体の 31.8%）。
次いで [B] 172,018 人（同 15.9%）、
[C] 127,518 人（同 11.8%）の順。

B : ベトナム

【 社会保険に関する一般常識 】

同法第 2 条では、「国民健康保険は、[B] に関して必要な保険給付を行うものとする。」と規定している。

B : 被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡

教材・箇所等

ミニテスト第 1 回 問 1

2. 国民健康保険は、[C] の疾病、負傷、
[D] 又は死亡に関して必要な保険給付
を行うものとする。

C : 被保険者

B : 出産

1 国民健康保険法第 1 条では、「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって [A] に寄与することを目的とする。」としており、同法第 2 条では、「国民健康保険は、[B] に関して必要な保険給付を行うものとする。」と規定している。

A : 社会保障及び国民保健の向上

B : 被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡

教材・箇所等

暗記カード② 常識（社保-6）

国民健康保険法は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって [A] 及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。
国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、
[B] に関して必要な保険給付を行うものとする。

A : 社会保障

B : 出産又は死亡

児童手当は、毎年 [E] に、それぞれの前月までの分を支払う。

E : 2月、6月及び10月の3期



教材・箇所等

中間模試 問5

2 児童手当は、毎年 [D] に、それぞれの前月までの分を支払う。

D : 2月、6月及び10月の3期

【 健康保険法 】

健康保険法第160条第4項によると、全国健康保険協会（以下、本問において「協会」という。）は、都道府県別の支部被保険者及びその被扶養者の [B] と協会が管掌する健康保険の被保険者及びその被扶養者の [B] との差異によって生ずる療養の給付等に要する費用の額の負担の不均衡並びに支部被保険者の [C] と協会が管掌する健康保険の被保険者の [C] との差異によって生ずる財政力の不均衡を是正するため、政令で定めるところにより、支部被保険者を単位とする健康保険の財政の調整を行うものとされている。

B : 年齢階級別の分布状況
C : 総報酬額の平均額



教材・箇所等

トレーニング 第Ⅱ部 問5

全国健康保険協会（以下本問において「協会」という。）は、都道府県単位保険料率の設定に当たっては、支部被保険者及びその被扶養者の [A] の分布状況と協会が管掌する健康保険の被保険者及びその被扶養者の [A] の分布状況との差異によって生ずる療養の給付等に要する費用の額の負担の不均衡並びに支部被保険者の [B] と協会が管掌する健康保険の被保険者の [B] との差異によって生ずる財政力の不均衡を是正するため、 [C] を単位とする健康保険の財政の調整を行うものとされている。

A : 年齢階級別
B : 総報酬額の平均額

健康保険法第 160 条第 4 項によると、全国健康保険協会（以下、本問において「協会」という。）は、都道府県別の支部被保険者及びその被扶養者の [B] と協会が管掌する健康保険の被保険者及びその被扶養者の [B] との差異によって生ずる療養の給付等に要する費用の額の負担の不均衡並びに支部被保険者の [C] と協会が管掌する健康保険の被保険者の [C] との差異によって生ずる財政力の不均衡を是正するため、政令で定めるところにより、支部被保険者を単位とする健康保険の財政の調整を行うものとされている。

B : 年齢階級別の分布状況



教材・箇所等

実力完成答練第 6 回 問 1

全国健康保険協会（以下本問において「協会」という。）は、[A] 及びその被扶養者の [B] 別の分布状況と協会が管掌する健康保険の被保険者及びその被扶養者の [B] 別の分布状況との差異によって生ずる療養の給付等に要する費用の額の負担の不均衡並びに [A] の総報酬額の平均額と協会が管掌する健康保険の被保険者の総報酬額の平均額との差異によって生ずる [C] の不均衡を是正するため、政令で定めるところにより、[A] を単位とする健康保険の財政の調整を行うものとする。

B : 年齢階級

また、適用事業所の事業主は、共同して健康保険組合を設立することができる。この場合において、被保険者の数は、合算して常時 [E] 人以上でなければならない。

E : 3,000



教材・箇所等

暗記カード② 健保-4

② 総合組合（2以上の事業主が共同して設立する健康保険組合）
被保険者の数を合算して、常時 [B] 人以上であること

B : 3,000

また、適用事業所の事業主は、共同して健康保険組合を設立することができる。この場合において、被保険者の数は、合算して常時 [E] 人以上でなければならない。

E : 3,000



教材・箇所等

トレーニング 第 II 部 問 1

任意設立とは、1又は2以上の事業所について常時政令で定める数（単一組合では常時 [C] 人、総合組合では常時 [D] 人）以上の被保険者を使用する事業主が、…（略）

D : 3,000

【 厚生年金保険法 】

1 厚生年金保険法第80条第1項の規定により、国庫は、毎年度、厚生年金保険の実施者たる政府が負担する [A] に相当する額を負担する。

A : 基礎年金拠出金の額の2分の1



教材・箇所等
ミニテスト第1回 問1

2. 国庫は、毎年度、厚生年金保険の実施者たる政府が負担する基礎年金拠出金の額の [C] に相当する額を負担する。

C : 2分の1

1 厚生年金保険法第80条第1項の規定により、国庫は、毎年度、厚生年金保険の実施者たる政府が負担する [A] に相当する額を負担する。

A : 基礎年金拠出金の額の2分の1



教材・箇所等
暗記カード② 厚年-14

1. 国庫負担
(1) 国庫は、毎年度、厚生年金保険の実施者たる政府が負担する [A] の額の [B] に相当する額を負担する。

A : 基礎年金拠出金
B : 2分の1

2 遺族厚生年金に加算される中高齢寡婦加算の額は、国民年金法第38条に規定する遺族基礎年金の額に [B] を乗じて得た額…(略)…として算出される。

B : 4分の3



教材・箇所等
暗記カード② 厚年-38

(2) 中高齢寡婦加算の額
遺族基礎年金の額(子の加算額を含まない。)に [D] を乗じて得た額を加算する。

D : 4分の3

<p>3 厚生年金保険法第 78 条の 14 の規定によるいわゆる 3 号分割における標準報酬の改定請求の対象となる特定期間は、 [C] 以後の期間に限られる。</p>
<p>C : 平成 20 年 4 月 1 日</p>



<p>教材・箇所等</p>
<p>暗記カード② 厚年-48</p>
<p>※3 特定被保険者が被保険者であった期間であり、かつ、その被扶養配偶者が当該特定被保険者の配偶者として第 3 号被保険者であった期間 ([C] 以後の期間に限る。)</p>
<p>C : 平成 20 年 4 月 1 日</p>

<p>4 … (略) …また、合意分割で請求すべき按分割合は、当事者それぞれの対象期間標準報酬総額の合計額に対する、 [E] の範囲内で定められなければならない。</p>
<p>E : 第 2 号改定者の対象期間標準報酬総額の割合を超え 2 分の 1 以下</p>



<p>教材・箇所等</p>
<p>暗記カード② 厚年-47</p>
<p>2. 請求すべき按分割合 請求すべき按分割合は、当事者それぞれの対象期間標準報酬総額の合計額に対する第 2 号改定者の対象期間標準報酬総額の割合を超え [D] 以下の範囲内で定められなければならない。</p>
<p>D : 2 分の 1</p>

<p>4 … (略) …また、合意分割で請求すべき按分割合は、当事者それぞれの対象期間標準報酬総額の合計額に対する、 [E] の範囲内で定められなければならない。</p>
<p>E : 第 2 号改定者の対象期間標準報酬総額の割合を超え 2 分の 1 以下</p>



<p>教材・箇所等</p>
<p>総合答練第 4 回 問 6</p>
<p>2 請求すべき [D] は、当事者それぞれの対象期間標準報酬総額… (略) …の合計額に対する第 2 号改定者の対象期間標準報酬総額の割合を超え [E] の範囲内で定められなければならない。</p>
<p>E : 2 分の 1 以下</p>

【 国民年金法 】

死亡した夫が [C] は支給されないことが規定されている。

C : 障害基礎年金の受給権者であったことがあるとき、又は老齢基礎年金の支給を受けていたとき



教材・箇所等
 実力テスト第6回 問3 E

ただし、その夫が [E] ことがあるとき、又は老齢基礎年金の支給を受けていたときは、この限りでない。

E : 障害基礎年金の受給権者であった

死亡した夫が [C] は支給されないことが規定されている。

C : 障害基礎年金の受給権者であったことがあるとき、又は老齢基礎年金の支給を受けていたとき



教材・箇所等
 トレーニング 第I部 問5

ただし、その夫が [D] の受給権者であったことがあるとき、又は [E] の支給を受けていたときは、この限りでない。

D : 障害基礎年金
 E : 老齢基礎年金

夫が死亡した当時53歳であった妻に支給する寡婦年金は、[D] から、その支給を始める。

D : 妻が60歳に達した日の属する月の翌月



教材・箇所等
 暗記カード② 国年-43

夫の死亡当時の妻の年齢に応じて、次に定める月の翌月から支給を始める。

(1) [I] 以上の妻…夫の死亡日の属する月
 (2) [I] 未満の妻… [I] に達した日の属する月

I : 60歳